

令和5年度 第5回理事会

令和5年(2023年)4月20日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">5 3 1</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定基準と実施要領</p> <p>1. この検定基準と実施要領は、公認スキーパトロール検定規程第11条に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 検定要領</p> <p>① スキー実技テスト</p> <p>○基礎種目テスト実施要領 別表①のとおりとする。</p> <p>○搬送種目テスト実施要領 別表②のとおりとする。</p> <p>② 理論テスト</p> <p>出題範囲は、日本スキー教程安全編・<del>教育本部オフィシャルブ</del> <del>ック</del>、規約・規程とし、所要時間 <u>90</u>分を原則とする。</p> <p><del>③ ロープ操法テスト</del></p> <p>出題範囲は、<del>日本スキー教程安全編に示すロープワークの中</del> <del>から8種目実施を原則とする。</del></p> <p><del>④ 救急法テスト</del></p> <p>出題範囲は、<del>赤十字救急法講習教本の中から8種目実施を原則</del> <del>とする。</del></p> <p>⑤ 採点基準</p> <p>テストの採点基準は次のとおりとする。</p> <p>○スキー実技テストは、1種目あたり100ポイントとし、検定員3名の評価の平均値を当該種目の取得ポイントとする。又、<del>基礎種目5種目のうち3種目以上、搬送種目3種目のうち2種目以上が各々70ポイント以上とし、8種目の合計が、560</del>ポイント以上を合格とする。</p> <p>○理論テストは、100点満点とし、<u>70%</u>以上を合格とする。</p> <p><del>○ロープ操法及び救急法テストは、1種目あたり100ポイントとし、出題種目の70%以上の完成度をもって合格とする。</del></p> <p>(2) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習20.5時間、自主学习17時間とし、加盟団体が実施する。</p> <p>○理論講習15時間(集合講習6時間、自主学习9時間)</p> <p>○実技講習22.5時間(集合講習14.5時間、自主学习8時間)</p> <p>② 講師は、教育本部専門委員(安全対策部)またはスキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会またはスキーパトロール技術員研修会を修了していること。</p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>2. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂</p>	<p style="text-align: center;">5 3 1</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定基準と実施要領</p> <p>1. この検定基準と実施要領は、公認スキーパトロール検定規程第11条に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 検定要領</p> <p>① スキー実技テスト</p> <p>○基礎種目テスト実施要領 別表①のとおりとする。</p> <p>○搬送種目テスト実施要領 別表②のとおりとする。</p> <p>② 理論テスト</p> <p>出題範囲は、日本スキー教程安全編、規約・規程とし、所要時間 <u>60</u>分を原則とする。</p> <p>③ 採点基準</p> <p>テストの採点基準は次のとおりとする。</p> <p>○スキー実技テストは、1種目あたり100ポイントとし、検定員3名の評価の平均値 <u>(小数一位を四捨五入)</u> を当該種目の取得ポイントとする。<u>6</u>種目の合計が <u>450</u>ポイント以上を合格とする。</p> <p>○理論テストは、100点満点とし、<u>60%</u>以上を合格とする。</p> <p>(2) 養成講習</p> <p>① 養成講習は、集合講習20.5時間、自主学习17時間とし、加盟団体が実施する。</p> <p>○理論講習15時間(集合講習6時間、自主学习9時間)</p> <p>○実技講習22.5時間(集合講習14.5時間、自主学习8時間)</p> <p>② 講師は、教育本部専門委員(安全対策部)またはスキーパトロール技術員とし、当該年度のスキーパトロール中央研修会またはスキーパトロール技術員研修会を修了していること。</p> <p>③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。</p> <p>2. この基準及び実施内容の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂</p>	<p>出版物名称変更に伴う文言変更、試験時間の短縮</p> <p>ロープ操法及び救急法テストは、講習内検定のため削除</p> <p>箇条書き番号繰り上げ</p> <p>平均値の計算方法を明示 種目数、合格合計ポイント、 合格判定方法の変更 合格ポイントの変更</p> <p>ロープ操法及び救急法テストは、講習内検定のため削除</p>

平成 5 年 6 月 26 日 改正	平成 5 年 6 月 26 日 改正	
平成 14 年 11 月 5 日 改正	平成 14 年 11 月 5 日 改正	
平成 15 年 11 月 7 日 改正	平成 15 年 11 月 7 日 改正	
平成 23 年 9 月 20 日 改正	平成 23 年 9 月 20 日 改正	
平成 24 年 9 月 26 日 改正	平成 24 年 9 月 26 日 改正	
平成 25 年 8 月 9 日 改正	平成 25 年 8 月 9 日 改正	
平成 29 年 7 月 15 日 改正	平成 29 年 7 月 15 日 改正	
平成 30 年 12 月 13 日 改正	平成 30 年 12 月 13 日 改正	
令和元年 12 月 11 日 改正	令和元年 12 月 11 日 改正	
	<u>令和 5 年 4 月 20 日 改正</u>	